

## 接続料規則の一部改正について

### I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料については、平成 24 年 9 月 25 日付け情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方について」を踏まえ、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間を適用期間として、長期増分費用方式（第六次モデル）によって算定されている。
- (2) 本件は、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部を改正し、長期増分費用方式による平成 26 年度の接続料算定に用いる入力値を更新するものである。

### II 改正の概要

#### **接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正**

##### ○ 長期増分費用方式による平成 26 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

本件は、NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、長期増分費用方式に基づく平成 26 年度の接続料（加入者交換機能、中継交換機能等）を算定するため、接続料規則別表に定める入力値を最新の入力値に更新するものである。